

兵庫教育大学附属中学校 いじめ防止基本方針

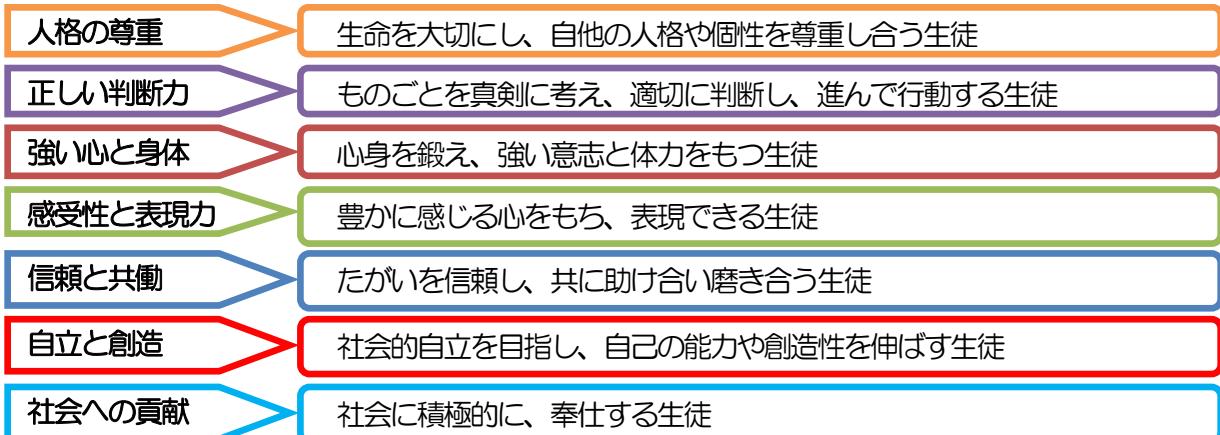
1 本校の教育目標及び目指す生徒像

本校では、「生きる力（ZEST FOR LIVING）」の育成を目指し、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな生徒の育成を目指している。

(1) 教育目標

人生をたくましく豊かに生き抜くために、考え、鍛え、行動する人間の育成

(2) 目指す生徒像



- 兵庫教育大学附属中学校では、いじめ防止対策推進法に示す「学校及び学校の教職員の責務」を果たすべく、本校の教育目標である「人生をたくましく豊かに生き抜くために、考え、鍛え、行動する人間の育成」に基づいて全教育課程を貫く生徒指導における「いじめの防止」に全力で取り組む。

2 いじめ防止に係る重点項目

本校では、いじめ防止に係る日常の指導を以下の重点項目に従って実施する。

(1) 心つながる生徒指導の充実

- 問題行動の未然防止・早期発見・早期解決を目指すため、迅速な報告・連絡・相談の日常化と教員の連携による協同指導体制を敷く。
- 定期的に生徒指導部会を開催し、情報の交換と共有を行うことで、学年を越えて全教員が関わる。
- スクールカウンセラーを活用し、養護教諭と担任との連携を強めてこころの健康を図る。
- 生徒理解を深め、心の結びつきを基調とした指導により生徒自身の自己指導能力を高める。生徒間相互の望ましい人間関係の構築を図る。
- ネットパトロールの取組を継続し、情報モラルを高め、情報を正しく活用することができるようとする。
- 小中及び地域、関係機関と密な連携を図り、協力関係を構築する。

(2) 学級・学年経営の充実

- 学年経営の基本方針を明確にし、職員相互の「報・連・相」機能を高めることで各教員の力を結集し、学年経営を充実させる。
- 学級の三つの間（時間・空間・仲間）が心地よく、居心地がよくて所属感が感じられる場にすることで、いじめの根絶、不登校0を目指す。
- 保護者と連携を密にする工夫（通信やHPなど）をし、共に育てるという気運を高めることで支援を得る。

(3) 道徳・人権教育の充実

- 道徳的実践力を高め、人権感覚を身につける授業を全教育課程に位置づけて実施する。
- 人間としてよりよく生きるために基本的な心構えや行動・態度を学ばせる。（命の尊さ・自尊感情・思いやりの心・逆境に負けない強い心の育成 など）
- 人権スキルを身につけさせる活動を工夫し、互いを認め合い、いじめのない学級・学年づくりを進める。

(4) 特別支援教育の充実

- 特別な支援が必要な生徒には、日常の授業における教師の「指示の出し方」「声のかけ方」「説明の仕方・話し方」「立

ち位置や板書の仕方」など、授業における指導方法のチェックや、学級環境のチェック、気になる生徒への個別的配慮に関するチェックリストを用いて点検を行い、学びのユニバーサルデザインに努める。

- 特別な支援を要する生徒が、いじめの標的にならないように、協働的な学びの研究を継続して学級が支持母体としての役割を果たせるようにする。

(5) 特別活動の充実

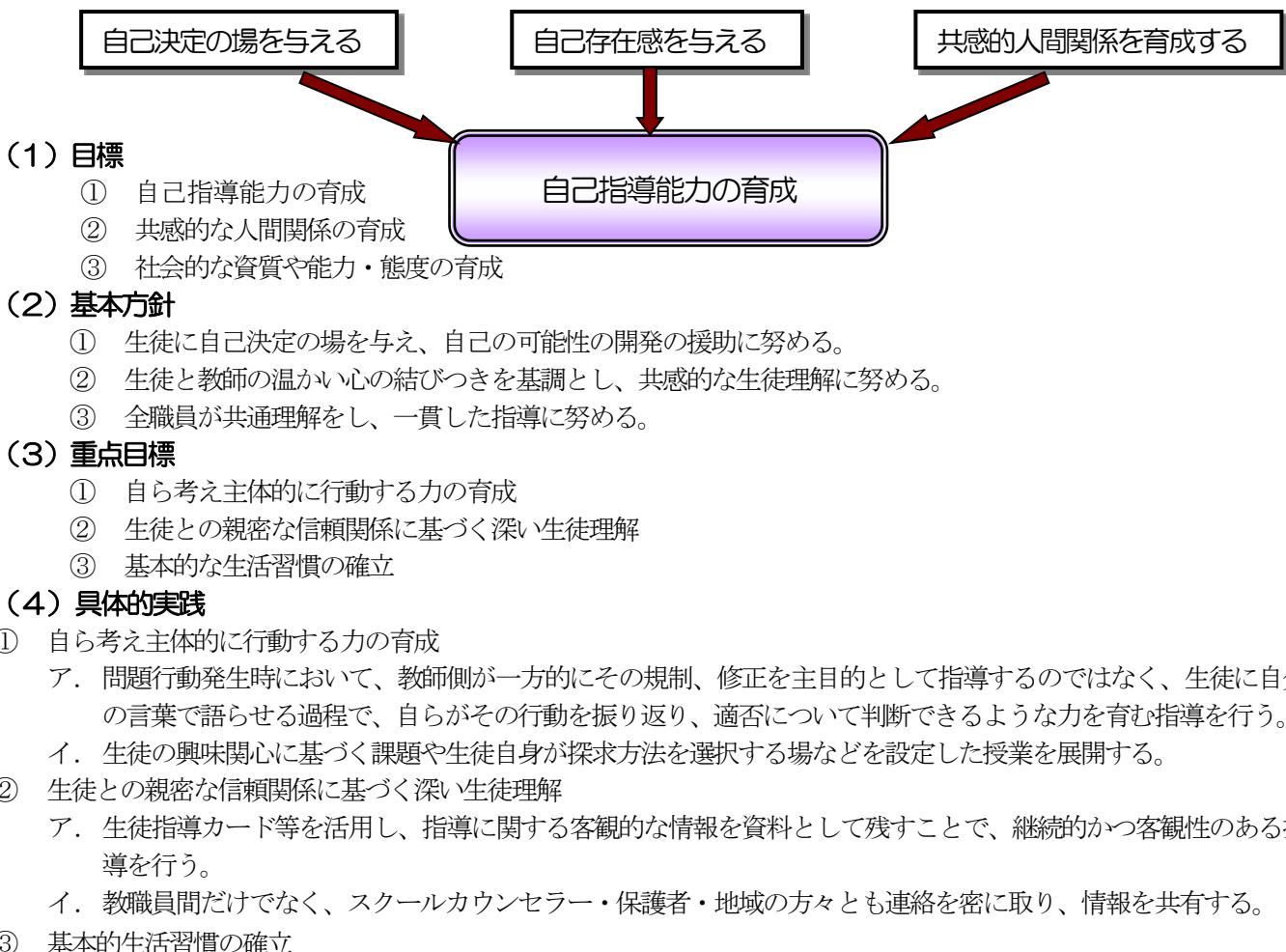
- リーダーシップの育成と、感動と連帯感のある学校行事にするため、学校行事を精選し、P D C Aサイクルにより行事のマンネリ化を防ぎ、内容の充実を図る。
- 生徒が主体的に取り組み、学校文化を創り上げる生徒会活動にするため、日常的な専門部の活動を充実させるとともに、生徒会役員の資質向上を図る。
- キャリア総合選択授業及びアントレプレナー教育を推進し、社会的自立に必要な能力を育成するとともに、地域を愛し地域に貢献しようとする生徒の育成を図る。

(6) 学校自己評価・学校関係者評価の活用

- 大学の中期計画に学校自己評価・学校関係者評価を反映し、附属中学校としての在り方を追求する。
- 教職員としての使命感と高い倫理観を持ちながら、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上を目指し、研究と修養に努める。

3 日常の指導体制について（生徒指導の位置づけ）

本校の生徒指導は、生徒の意欲を育て、究極的に自己指導能力（どのような行動が適切か、自分で考え、決めて実行する能力）を高めることを目的としている。全ての教育活動において「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」の三つのキーワードを大切にした取組が生徒指導の真の意味に迫ることになる。そして、この「生徒指導」を機能させることによって、生徒一人一人の健全な成長を促し、自己実現を図ることができるとともに、学級や学校における様々な集団そのものを高め、学校生活をより一層豊かでいきいきとしたものにすることができると考えている。



ア. 特別活動や生徒会活動等において生徒個々が学校生活を営む上で必要なきまりや授業規律等の生活習慣を確立することの必要性を話し合い、考える機会を多く作る。

イ. 生徒指導部会・職員会議等で教職員間の共通理解を図り、共通行動のもと、一貫性のある指導を行う。

(5) 問題行動に対する生徒指導の進め方

① 問題行動の早期発見

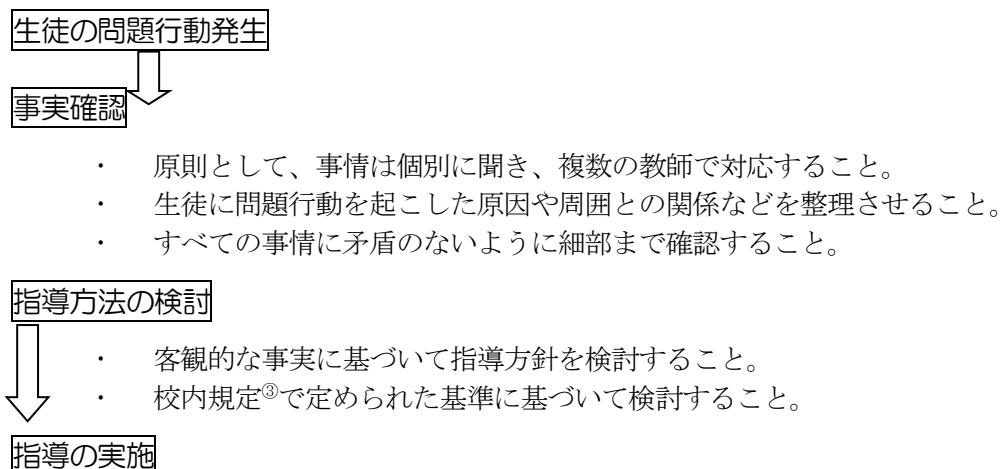
問題行動の前兆として、生徒が発するサイン（服装、言葉遣い、友人関係、授業態度などの急な変化）を注意深く観察し、働きかけを行うことで未然防止に努める。

② 問題行動を起こした生徒への指導

ア. ねらい

自らの行動を反省し今後に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようによることをねらいとする。

イ. 指導の進め方



ウ. 指導方法の校内規定を定め、全職員が共通理解の下で指導する。

- 学年をわたる問題行動があった場合は、学年の生徒指導部及び学年主任が窓口となり指導方針を調整すること。
- 問題行動が重大な事案の場合については、直ちに生徒指導主任及び副校長に報告し、協議の上で校長責任のもと、指導方法を決定すること。
- 重大な事案の指導に関しては、保護者に連絡を取り、学校へ来てもらうようにすること。担任が保護者に対し事実関係と指導の内容を説明し、指導方法についての理解を求めるようにすること。その後、生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、学校と家庭がすべきことについて共に考えること。

エ. 指導の実施後の記録・報告

- 問題行動が重大な事案の場合の指導に関しては、指導者がその指導経過を生徒指導カードに記録すること。記録したカードは各学年の生徒指導部が保管し、生徒指導部会において報告資料として提出すること。
- 問題行動が重大な事案の場合の指導経過に関しては、朝の職員打ち合わせなどで生徒指導部を通じ、速やかに全教師に周知すること。

4 いじめについての基本的な視点

いじめに対する基本的な視点は、指導のぶれを起こさないために共通理解するためのものである。

- いじめは、かけがえのない生徒の生命を奪うことがあるだけではなく、いじめに関わった全ての生徒の人間形成に多大な影響を与え、人と人との関係を破壊しかねない深刻な問題である。

いじめをなくすために、「健康な学校づくり」のためにすべきことは何か。

教師が子どもの心を受け止める感性を磨く

- 生徒たちは一人の人間として認められ、人間として生きたいと願っている。生徒と共に活動することを通して、生徒と感動を共有し、生徒の側に立って理解を深めることが大切である。自分の心が子どもに向かって開いているか、もう一度考え方直してみたい。

相手に共感する子どもの心を育てる

- 生徒同士が相手を受け入れ相手に共感する心は、生徒の成長過程での豊かなふれあいを通して培われる。学級の中に、自分の思いや考えを自分のことばで素直に語り合える場をつくりだし、一人一人の思いや考えを、学級の全ての生徒がしっかりと受け止めようとする姿勢を育てるようにすることで、心豊かななかかわり合いが学級の中に根付いていく。

みんなが協力して行う活動と体験の場を設ける。

- 全ての教育活動、特に特別活動などの様々な機会を捉えて、生徒が主体的、創造的に活動しかかわり合いを深める経験を通して、生徒同士が力を合わせて成し遂げる喜びを味わうことができる機会と場面をつくることが大切である。

三つの「間」をもてる学校 学校は子どもたちの「心の居場所」になっているのか

- 私らしくいられる「空間」、今ここでかけがえのない「時間」、個性を認め合う支持的風土の「仲間」これら三つの「間」が、どの子どもにも持てるように環境を整えていく。

家庭・地域社会に開かれた学校に。

- いじめ問題の克服にとって、保護者との信頼関係の構築は欠かせない。様々な機会を通して、相互の情報交換や相談など速やかに誠意を持って行い、学校と保護者が一体となって取り組む姿勢を生徒たちに示す。

いじめについての基本的な視点を定め、教育方針に基づく指導を展開する。

5 いじめに関する校内指導体制

本校は、大学の附属教育機関であることから、公立の中学校が市町の教育委員会と連携して指導に当たるような体制が取れない。しかし、附属の強みとして大学の先生方との連携を図ることで、より的確なアセスメントや助言を得て指導に生かすことができる。「いじめ」事案は、特別な支援を要する生徒が「いじめられる」対象になることが多いことから、本校では生徒指導部会と特別支援教育部会がケースに応じて連携し、様々なケースについて情報交換もしながら、個別の案件にチームとして対応する。また、「いじめ」は、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員や保護者が、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめや、いじめかも知れないことを見逃さず、早期発見を心がける。

6 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて（全教育課程において）いじめ防止に資する様々な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

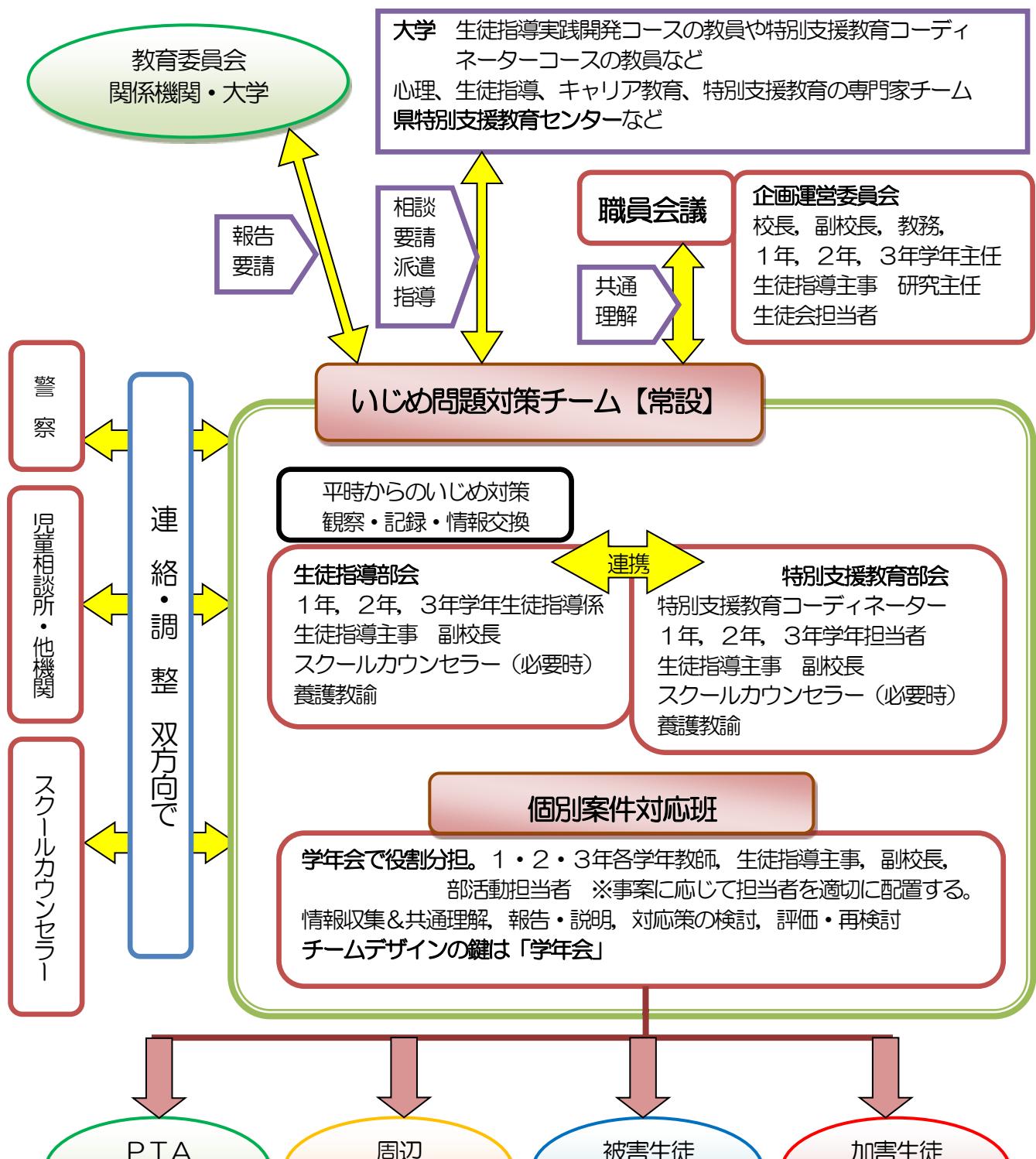
7 いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

8 重大事態への対応

いじめが原因となった自殺、いじめによる2次障害としての不登校、虐待が原因となつたいじめなど、重大な事態への対応は、いじめの事実確認などの正確な情報収集と迅速な対応が求められる。特に、自殺については、あってはならないことであり、予防に万全の配慮をしなければならない。

校内指導体制及び関係機関



チームでの役割分担に沿った迅速で適切な事案対応